

# 事業評価書

指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業

平成24年3月  
国家公安委員会・警察庁

## はじめに

指定等法人（注1）が実施する指定、登録等に係る事務・事業については、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成18年8月15日閣議決定）によって、少なくとも3～5年ごとに政策評価を行い、当該事務・事業の必要性について定期的な検証を行うこととされており、また、初回の政策評価は平成23年度末までに実施することとされている。

本評価書は、この閣議決定を受け、国家公安委員会の指定又は登録を受けた指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業（注2）について実施した政策評価を取りまとめたものである。

（注1）法令等に基づき国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施する法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合、特別の法律により設立される民間法人、「特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準」（平成18年8月15日閣議決定）の対象法人及び「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）において事務・事業の改革の対象となった法人を除く。）をいう。

（注2）このうち、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第18条第1項に規定する誘引情報提供業務については、登録を受けた法人がないため、政策評価を実施していない。

## 目 次

警備員の検定に関する講習についての政策評価	1
認定個人情報保護団体についての政策評価	6
ダンスの教授に関する技能及び知識に関する講習及び試験についての 政策評価	9
遊技機の認定又は型式の検定に必要な試験の実施に関する事務についての 政策評価	12
全国風俗環境浄化協会についての政策評価	15
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催に関する事務についての 政策評価	18
年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務についての 政策評価	23
全国暴力追放運動推進センターについての政策評価	26
交通事故調査分析センターについての政策評価	31
全国交通安全活動推進センターについての政策評価	35
盲導犬の訓練及び盲導犬として必要な訓練を受けていることの認定に についての政策評価	38
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定についての試験に関する 政策評価	40
外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文の作成に についての政策評価	42

## 警備員の検定に関する講習についての政策評価

### 1 評価の対象とした政策

#### (1) 事務・事業

警備員の検定に関する講習

#### (2) 根拠法令

警備業法第23条第3項

#### (3) 法人名

一般社団法人 警備員特別講習事業センター

(警備員の検定に関する講習の実施機関(以下「登録講習機関」という。)としては、このほかに航空保安警備教育システムがあるが、最近5年間の講習修了者については、警備員特別講習事業センターでの講習修了者が9割以上を占めることから、警備員特別講習事業センターのみを評価の対象とした。)

#### (4) 制度の概要

都道府県公安委員会は、警備業務の実施の適正を図るため、警備員等について、その知識及び能力に関する検定(以下「直接検定」という。)を行うこととされているところ、国家公安委員会の登録を受けた者が行う講習会の課程を修了した者については、当該検定の全部又は一部を免除することができることとされている。

### 2 評価の観点

必要性及び有効性の観点から評価する。

### 3 効果の把握の手法及びその結果

#### (1) 効果の把握の手法

##### ア 検定合格証明書の交付状況の把握

最近5年間に都道府県公安委員会が交付した検定合格証明書の交付数と、検定取得者の全警備員数に占める割合を把握する。

##### イ 直接検定及び警備員特別講習事業センターの講習の実施状況の把握

最近5年間に都道府県公安委員会が実施した直接検定及び警備員特別講習事業センターが実施した講習の実施回数、受験者数(受講者数)及び合格者数(修了者数)を把握する。

##### ウ 各講習の実施状況の把握

最近5年間に警備員特別講習事業センターが実施した施設警備業務、雑踏警備業務、交通誘導警備業務、核燃料物質等危険物運搬警備業務及び貴重品運搬警備業務に係る講習について、実施回数、受講者数及び修了率(受講者数に占める修了者数の割合)を把握する。

#### (2) 結果

## ア 検定合格証明書の交付状況

平成16年の警備業法改正により新たに規定され、平成18年から交付が開始された検定合格証明書の交付数及び全警備員数に占める検定取得者の割合の推移は次表のとおりである。平成22年は、1級が3,777人、2級が20,719人に検定合格証明書を交付しており、全警備員に占める検定取得者の割合は年々増加しているが、未だ31.7%に過ぎない。

		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
1級	交付数	7,478	2,824	2,042	2,352	3,777
	累計	7,478	10,077	11,846	14,498	18,470
2級	交付数	55,470	31,381	20,716	23,889	20,719
	累計	55,470	86,022	103,472	130,284	151,369
合計交付数(累計)		62,948	96,099	115,318	144,782	169,839
全警備員数		491,082	494,110	512,331	540,554	536,068
検定取得者の割合		12.8%	19.5%	22.5%	26.8%	31.7%

## イ 直接検定及び警備員特別講習事業センターの講習の実施状況

各都道府県公安委員会が実施した直接検定の実施回数及び受験者数の推移、警備員特別講習事業センターが実施した講習の実施回数及び受講者数の推移は次表のとおりである。平成22年では、講習の実施回数は直接検定の実施回数の約1.6倍、講習の受講者数は直接検定の受験者数の約12倍となっている。

		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
直接検定	実施回数	223	247	296	325	303
	受験者数	1,146	1,637	1,816	3,308	2,551
	合格者数	172	315	481	1,332	1,035
登録講習	実施回数	364	409	398	462	474
	受講者数	22,118	25,581	25,494	31,595	29,347
	修了者数	14,954	18,351	18,373	23,473	22,024

(それぞれ、1級及び2級の合計数)

## ウ 各講習の実施状況

各講習の実施状況は次表のとおりである。

講習においては、多岐にわたる内容の学科試験5科目と実技試験3科目を課し、更に各科目90%以上という高い成績を合格基準とする(警備員等の検定等に関する規則第17条)など、厳格な審査を行っているため、各講習の修了率はおおむね6~8割に抑えられている。

施設警備業務

		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
1 級	実施回数	9	16	17	15	18
	受講者数	455	844	996	869	1,014
	修了者数	206	567	702	560	806
	修了率	45.3%	67.2%	70.5%	64.4%	79.5%
2 級	実施回数	85	88	86	78	83
	受講者数	5,168	5,257	5,327	5,025	5,288
	修了者数	3,267	3,648	3,782	3,614	3,718
	修了率	63.2%	69.4%	71.0%	71.9%	70.3%

雑踏警備業務

		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
1 級	実施回数	0	0	1	29	54
	受講者数	0	0	67	1,712	2,593
	修了者数	-	-	52	1,109	2,032
	修了率	-	-	77.6%	64.8%	78.4%
2 級	実施回数	67	46	61	144	113
	受講者数	3,926	2,526	3,989	10,443	6,744
	修了者数	2,944	1,880	2,921	8,010	5,164
	修了率	75.0%	74.4%	73.2%	76.7%	76.6%

交通誘導警備業務

		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
1 級	回数	3	8	12	9	12
	受講者数	161	412	528	474	544
	修了者数	62	255	329	310	352
	修了率	38.5%	61.9%	62.3%	65.4%	64.7%
2 級	回数	107	172	164	136	148
	受講者数	6,286	11,349	10,882	9,724	10,234
	修了者数	3,543	7,596	7,509	6,992	7,516
	修了率	56.4%	66.9%	69.0%	71.9%	73.4%

### 核燃料物質等危険物運搬警備業務

		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
1 級	回数	2	1	1	1	1
	受講者数	49	32	19	18	27
	修了者数	45	25	14	11	17
	修了率	91.8%	78.1%	73.7%	61.1%	63.0%
2 級	回数	2	2	1	1	1
	受講者数	139	106	58	50	41
	修了者数	85	77	33	39	34
	修了率	61.2%	72.6%	56.9%	78.0%	82.9%

### 貴重品運搬警備業務

		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
1 級	回数	2	5	7	4	7
	受講者数	112	323	409	279	401
	修了者数	100	277	336	258	369
	修了率	89.3%	85.8%	82.2%	92.5%	92.0%
2 級	回数	87	71	48	45	37
	受講者数	5,822	4,732	3,219	3,001	2,461
	修了者数	4,702	4,026	2,695	2,570	2,016
	修了率	80.8%	85.1%	83.7%	85.6%	74.8%

#### 4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成24年2月17日に開催した第23回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

#### 5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

警備員特別講習事業センターからの報告

#### 6 評価を実施した時期

平成18年から平成22年まで

#### 7 政策所管課

生活安全企画課

#### 8 評価の結果

警備業務の実施の適正を図るためには、一定の知識能力を有する警備員が十分に確保されている必要があることから、検定取得者の人数を増やしていく必

要がある。しかし、都道府県公安委員会が行う直接検定は、全国で年間約300回、受験者数約2,600人、検定取得者数約1,000人（それぞれ平成22年の1、2級合計）であるが、都道府県警察における検定実施要員の不足に加え、受験者数の事前予測の困難さ等から、実施回数を単純に増加させることは適当ではなく、多数の受験者を直接検定のみで処理することは事実上不可能である。一方、警備員特別講習事業センターでは専従の実施体制が常時確保されており、必要に応じて柔軟に講習を開催できることから、年間約470回、受講者約3万人、修了者数約2万2千人（それぞれ平成22年の1、2級合計）と多く、検定取得者を増やすことに寄与している。

また、講習においては、3(2)ウのように、大人数の受講者をこなしながらも厳格な審査を行っており、警備員の専門的知識及び能力の向上が図られているものと認められる。以上のことから、警備員特別講習事業センターにおいて講習を行う必要性・有効性は高い。



## 認定個人情報保護団体についての政策評価

### 1 評価の対象とした政策

#### (1) 事務・事業

対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

#### (2) 根拠法令

個人情報の保護に関する法律第37条第1項

#### (3) 法人名

社団法人 全国警備業協会

#### (4) 制度の概要

個人情報取扱事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理、個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する情報提供その他対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務を行おうとする法人に対する認定制度を設けることにより、民間団体による個人情報の保護の推進を図るものである。

### 2 評価の観点

必要性及び有効性の観点から評価する。

### 3 効果の把握の手法及びその結果

#### (1) 効果の把握の手法

##### ア 警備業者数の推移の把握

全国の警備業者数及び全国警備業協会への加盟業者数の推移を把握する。

##### イ 個人情報の保護に関するガイドラインの見直し状況の把握

全国警備業協会において制定している「個人情報の保護に関するガイドライン」の見直し状況を把握する。

##### ウ 全国警備業協会の加盟業者に対する個人情報に関する苦情や個人情報の漏えい事案の把握

全国警備業協会に寄せられた加盟業者に対する個人情報に関する苦情の件数や加盟業者による個人情報の漏えい事案の発生状況を把握する。

#### (2) 結果

##### ア 警備業者数及び全国警備業協会への加盟業者数

全国の警備業者数及び全国警備業協会の加盟業者数の推移は次表のとおりであり、警備業者の多くが、全国警備業協会に加盟している状況にある。

	平成20年	平成21年	平成22年
警備業者数	8,924	8,998	9,010
加盟業者数	5,547	5,333	5,472
加盟業者の割合	62.2%	59.3%	60.7%

#### イ 個人情報の保護に関するガイドラインの見直し状況

全国警備業協会においては、警備業者が個人情報の取扱いに当たり順守すべき指針として平成17年に制定した「個人情報の保護に関するガイドライン」の見直しのため、主要業者をメンバーとする検討部会を22年度中に2回開催するなど検討を進め、23年4月に新たなガイドラインを制定するとともに、このガイドラインを加盟業者に対し周知して各業者における個人情報の適正な取扱いを促進している。

#### ウ 全国警備業協会の加盟業者に対する個人情報に関する苦情や個人情報の漏えい事案

全国警備業協会においては、平成20年に警備業個人情報保護推進室を設置するとともに、「個人情報の取扱いに関する苦情処理規則」を定め、加盟業者に対する苦情を受け付けているところ、最近3年間において、加盟業者に対する個人情報の取扱いに関する苦情は寄せられていない。また、最近3年間において、全国警備業協会の加盟業者による個人情報の漏えい・流出事案は発生していない。

### 4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成24年2月17日に開催した第23回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

### 5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

全国警備業協会の事業等報告書  
同協会からの報告

### 6 評価を実施した時期

平成20年から平成23年まで

### 7 政策所管課

生活安全企画課

### 8 評価の結果

警備業者は顧客等の機微にわたる個人情報を取扱うことが多いが、個々の業者が個人情報保護法に定める個人情報取扱事業者の義務等を独力で理解し、遵守することは極めて困難であり、その約60%（約5,500社）が所属する全国警備業協会が認定個人情報保護団体となり、加盟業者に対して個人情報保護に関する指導を行う必要性は高い。

また、全国警備業協会においては、「個人情報の保護に関するガイドライン」の見直しを積極的に推進するなど、加盟業者の個人情報の適正な取扱いの確保

に大きく寄与しており、加盟業者に対する個人情報に関する苦情が生じていないことや、加盟業者による個人情報の漏えい・流出事案が発生していないことから、同協会による加盟業者への指導が徹底されていることがうかがわれるため、同協会において個人情報の適正な取扱いの確保に関して必要な業務を実施する有効性は高い。

# ダンスの教授に関する技能及び知識に関する講習及び試験についての政策評価

## 1 評価の対象とした政策

### (1) 事務・事業

ダンスの教授に関する技能及び知識に関する講習及び試験

### (2) 根拠法令

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第1条、第1条の2

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第2条第1項

### (3) 法人名

公益社団法人 全日本ダンス協会連合会

財団法人 日本ボールルームダンス連盟

### (4) 制度の概要

設備を設けて客にダンスをさせる営業は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により、風俗営業として規制の対象とされているが、いわゆる「ダンススクール(ダンス教授所)」のようなダンス教師(一定の要件を満たす者に限る。)が客にダンスを教授する営業については、規制対象から除外されている。このダンス教師の要件については、全日本ダンス協会連合会若しくは日本ボールルームダンス連盟が行う講習であって国家公安委員会が指定するものの修了者又はこれらの法人が同講習の修了者と同等の能力を有する者として国家公安委員会に推薦した者(これらの法人が行う試験であって国家公安委員会が指定するものの合格者等)に限定されている。

当該講習及び試験は、教師の技能及び知識を一定水準以上のものとするために行われるものであり、当該講習及び試験を行う主体を上記2団体に限定した趣旨は、ダンスの技能及び知識を適切かつ公平に判断することが可能な団体により行われる必要があるためである。

## 2 評価の観点

必要性及び有効性の観点から評価する。

## 3 効果の把握の手法及びその結果

### (1) 効果の把握の手法

全日本ダンス協会連合会及び日本ボールルームダンス連盟の2団体それぞれについて、以下の状況を把握する。

#### ア ダンス教授講習の実施状況の把握

ダンス教授講習について、年間実施回数、実施会場数、受講者数及び修了者数を把握する。

#### イ ダンス教授試験の実施状況の把握

ダンス教授試験について、年間実施回数、実施会場数、受験者数及び合

格者数を把握する。

(2) 結果

ア ダンス教授講習の実施状況

全日本ダンス協会連合会の行うダンス教授講習である「ダンス教師認定講習」は、年2回、各9～11か所で行われ、受講者数及び修了者数は次表のとおりであることから、安定的にダンス教授講習が実施されている状況が確認できる。

また、ダンス教師認定講習の修了率は約7割前後であり、講習が厳格に実施されている状況が確認できる。

日本ボールルームダンス連盟の行うダンス教授講習である「プロ・ダンス・インストラクター認定講習」は、年2回、各6～10か所で行われ、受講者数及び修了者数は次表のとおりであることから、安定的にダンス教授講習が実施されている状況が確認できる。

また、プロ・ダンス・インストラクター認定講習の修了率は約8割前後であり、講習が厳格に実施されている状況が確認できる。

ダンス教師認定講習受講者数及び修了者数

	20年度	21年度	22年度
受講者数	171	177	147
修了者数	116	147	116
修了率	68.7%	83.1%	78.9%

プロ・ダンス・インストラクター認定講習受講者数及び修了者数

	20年度	21年度	22年度
受講者数	276	220	264
修了者数	228	172	228
修了率	82.6%	78.2%	86.4%

イ ダンス教授試験の実施状況

全日本ダンス協会連合会が行うダンス教授試験である「ダンス教師認定試験」は、おおむね年2回、各1か所で行われ、受験者数及び合格者数は次表のとおりであることから、安定的にダンス教授試験が実施されている状況が確認できる。

なお、平成20年度から平成22年度については、ダンス教授認定試験の受験者が全て合格しているが、試験の合格者には講習修了者と同等の水準が求められており、試験は厳格に実施されている。

日本ボールルームダンス連盟が行うダンス教授試験である「プロ・ダンス・インストラクター認定試験」は、年2回の実施を計画しているが、受

験希望者はないため、平成12年以降、同試験は実施されていない。

ダンス教師認定試験受験者数及び合格者数

	20年度	21年度	22年度
受験者数	15	19	13
合格者数	15	19	13

#### 4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成24年2月17日に開催した第23回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

#### 5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

全日本ダンス協会連合会の指定講習事業報告及び指定試験事業報告  
日本ボールルームダンス連盟のプロダンスインストラクター認定講習事業報告及びプロダンスインストラクター認定試験事業報告

#### 6 評価を実施した時期

平成20年度から平成22年度まで

#### 7 政策所管課

保安課

#### 8 評価の結果

ダンスの教授に関する技能及び知識に関する講習及び試験は、風俗営業の対象から除外されるいわゆる「ダンススクール(ダンス教授所)」の教師の技能及び知識を一定水準以上のものとするために行われるものであり、ダンスの技能及び知識を適切かつ公平に判断することが可能な団体により行われる必要があることに加えて、平成20年度から22年度までの間、ダンス教師認定講習及びプロ・ダンス・インストラクター認定講習の受講者が年間平均約400人、ダンス教師認定試験受験者が年間平均15人程度で推移していることに鑑みると、技能及び知識の修得に対するニーズも高いと言えることから、ダンスの教授に関する技能及び知識に関する講習及び試験の必要性は高いと認められる。

また、ダンスの教授に関する技能及び知識に関する講習及び試験は適切、公正かつ安定的に実施されており、講習については厳格に実施されているため、毎年度の修了者数は受講者数の7割から8割で推移しているとともに、試験の合格者には講習の修了者と同等の水準が求められており、当該講習及び試験により一定水準以上の技能及び知識を有する教師が輩出されていると考えられるため、その有効性は高いと認められる。

## 遊技機の認定又は型式の検定に必要な試験の実施に関する事務についての政策評価

### 1 評価の対象とした政策

- (1) 事務・事業  
遊技機の認定又は検定に必要な試験の実施に関する事務
- (2) 根拠法令  
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第5項
- (3) 法人名  
財団法人 保安電子通信技術協会
- (4) 制度の概要

都道府県公安委員会は、遊技機が著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める技術上の規格に適合しているか否かについての都道府県公安委員会の検定に必要な試験の実施に関する事務の全部又は一部を、当該事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして国家公安委員会が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に行わせることができることとされており、指定試験機関が行う遊技機の型式の検定に必要な試験を型式試験という。

遊技機の型式検定制度により、遊技機の製造業者等は遊技機の型式が技術上の規格に適合しているか否かについて営業所に遊技機が設置される前に知ることができる。

### 2 評価の観点

必要性及び有効性の観点から評価する。

### 3 効果の把握の手法及びその結果

- (1) 効果の把握の手法  
型式試験について、型式試験申請書受理件数、型式試験適合件数及び型式試験結果書交付件数から事業の状況を把握する。

- (2) 結果  
型式試験申請書受理件数、型式試験適合件数及び型式試験結果書交付件数はそれぞれ次表のとおりであり、型式試験申請がなされた遊技機について安定的に型式試験が実施されていることが確認できる。

また、型式試験にて、著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機、遊技の公正を害する調整を行うことができる性能を有する遊技機等を技術上の規格に不適合なものとして排除した結果、型式試験に適合する割合は、ぱちんこ遊技機で約8割前後、回胴式遊技機で約4割前後であり、型式試験が厳格に実施されている状況が確認できる。

		20年度	21年度	22年度
ぱちんこ遊技機	型式試験申請書受理件数	536	672	655
	型式試験適合件数	397	549	556
	型式試験結果書交付件数	503	682	654
回胴式遊技機	型式試験申請書受理件数	831	786	669
	型式試験適合件数	326	336	295
	型式試験結果書交付件数	784	766	722
アレンジボール遊技機	型式試験申請書受理件数	0	0	0
	型式試験適合件数	0	0	0
	型式試験結果書交付件数	0	0	0
じゃん球遊技機	型式試験申請書受理件数	2	0	1
	型式試験適合件数	1	0	0
	型式試験結果書交付件数	1	1	0
計	型式試験申請書受理件数	1,369	1,458	1,325
	型式試験適合件数	724	885	851
	型式試験結果書交付件数	1,288	1,449	1,376

#### 4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成24年2月17日に開催した第23回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

#### 5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

保安電子通信技術協会の事業報告及び月例報告

#### 6 評価を実施した時期

平成20年度から平成22年度まで

#### 7 政策所管課

保安課

#### 8 評価の結果

型式試験の制度は、遊技機の製造業者等にとって、遊技機の型式が技術上の規格に適合しているか否かについて営業所に遊技機が設置される前に知ることができるため、便宜となるものであるところ、平成20年度から22年度までの間、型式試験申請書受理件数が年間平均約1,400件で推移していることに鑑みると、型式試験に対するニーズは高いと言える上に、その実施については、ハイテク化している遊技機の機能の解析を行うことができる技術的能力等を有している団体が行う方が効率的であることから、試験機関の指定及び型式試験の実施に関する事務の必要性は高いと認められる。

また、型式試験は安定的に実施され、その厳格な試験により不適合な遊技機



が相当数排除されており、適切な型式試験が実施されていると考えられるため、型式試験の実施に関する事務の有効性は高いと認められる。

さらに、指定試験機関が型式試験を行うことにより、各都道府県公安委員会における行政事務の簡素化を図ることができるほか、各都道府県公安委員会がそれぞれ試験の実施のための設備を設ける必要がなくなるなど、効率性も高いと認められる。

## 全国風俗環境浄化協会についての政策評価

### 1 評価の対象とした政策

#### (1) 事務・事業

- ・ 風俗環境に関する苦情の処理に係る業務を担当する者その他都道府県風俗環境浄化協会（以下「都道府県協会」という。）の業務を行う者に対する研修
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）に違反する行為を防止するための二以上の都道府県の区域における啓発活動
- ・ 少年の健全な育成に及ぼす風俗環境の影響に関する調査研究
- ・ 都道府県協会の事業についての連絡調整

#### (2) 根拠法令

風営法第40条第1項

#### (3) 法人名

財団法人 全国防犯協会連合会

#### (4) 制度の概要

国家公安委員会は、風営法第40条第1項の規定により同条第2項に掲げる事業を適切かつ確実に行うことができると認められる法人を、全国に一を限って、全国風俗環境浄化協会（以下「全国協会」という。）として指定することができることとされている。

全国協会の行う事務は、広く民間の風俗環境浄化活動を促進するために行われるものであり、全国に一を限って指定することとされている趣旨は、風俗環境の浄化等につき全国的な斉一性を確保するためには、都道府県協会の行う事務について、統一かつ全国的な視点から相互の連絡調整を行う等の必要があるためである。

### 2 評価の観点

必要性及び有効性の観点から評価する。

### 3 効果の把握の手法及びその結果

#### (1) 効果の把握の手法

全国防犯協会連合会について、以下の状況を把握する。

ア 都道府県協会の業務を行う者に対する研修の実施状況の把握

イ 風営法に違反する行為を防止するための二以上の都道府県の区域における啓発活動の実施状況の把握

ウ 少年の健全な育成に及ぼす風俗環境の影響に関する調査研究の実施状況の把握

エ 都道府県協会の事業についての連絡調整の実施状況の把握

(2) 結果

ア 都道府県協会の業務を行う者に対する研修の実施状況

次のとおり、都道府県協会において風俗環境浄化事業に従事している担当者に対する研修が安定的に開催されている状況が確認できる。

平成20年度 風俗環境浄化事業運営管理者ブロック会議

平成21年度 風俗環境浄化事業運営管理者ブロック会議

平成22年度 風俗環境浄化事業運営管理者全国会議

イ 風営法に違反する行為を防止するための二以上の都道府県の区域における啓発活動の実施状況

次のとおり、多様な手法による啓発活動を行っていることが確認できる。

風営法第24条第6項の規定による管理者講習用のテキストあっせん数

表1 管理者講習用テキストのあっせん数

	20年度	21年度	22年度
あっせん数	20,741	20,167	21,706

風俗営業者向けリーフレットあっせん数

表2 リーフレットのあっせん数

	20年度	21年度	22年度
あっせん数	38,310	23,240	15,840

都道府県協会の活動の概要を集約した資料「風俗環境浄化協会の活動」を公開しているウェブサイトへのアクセス数

表3 ウェブサイトへのアクセス数

	20年	21年	22年
アクセス数	31,160	28,280	24,280

アミューズメント施設営業管理者研修会の開催：年1回

ウ 少年の健全な育成に及ぼす風俗環境の影響に関する調査研究の実施状況  
平成20年度、平成21年度、平成22年度については実施していない。

エ 都道府県協会の事業についての連絡調整の実施状況

風俗環境浄化事業運営管理者ブロック会議、全国会議等の場において、都道府県協会との連絡調整を行っているほか、都道府県協会から風俗環境浄化事業について意見・要望等を聴取し、その検討を行っている。

また、個々の都道府県協会が行った事業を他の都道府県協会に情報提供しているほか、都道府県協会の概要及び活動実績を取りまとめ、ウェブサイトに掲載している。

#### 4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成24年2月17日に開催した第23回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

#### 5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

全国防犯協会連合会の事業報告

#### 6 評価を実施した時期

平成20年度から平成22年度まで

#### 7 政策所管課

保安課

#### 8 評価の結果

風俗環境の浄化等につき全国的な斉一性を確保するためには、都道府県協会の行う事務について、統一かつ全国的な視点から相互の連絡調整を行う等の必要があるため、全国協会の事業の必要性は高いと認められる。

また、全国的な視点から風俗環境浄化活動を行っている団体は全国防犯協会連合会の他にはなく、少年の健全な育成に及ぼす風俗環境の影響に関する調査研究は最近3年間実施されていないが、その他の活動はいずれも安定的かつ多様な手法で行われており、特に啓発活動については、ニーズも高く、平成20年度から22年度までの間、管理者講習用テキストを年間平均約2万1,000部、風俗営業者向けリーフレットを年間平均約2万6,000部あっせんするなどしており、それによって風俗環境浄化活動への関心を喚起していると考えられることから、全国協会の事業の有効性は高いと認められる。

# 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催に関する事務についての政策評価

## 1 評価の対象とした政策

### (1) 事務・事業

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催に関する事務

### (2) 根拠法令

銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第4項

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第19条第2項

### (3) 法人名

社団法人 大日本猟友会

社団法人 全日本狩猟倶楽部

社団法人 日本ライフル射撃協会

社団法人 日本クレー射撃協会

社団法人 全日本指定射撃場協会

47都道府県の各猟友会

### (4) 制度の概要

都道府県公安委員会は、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者等を受講者として、猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びにそれらの使用、保管等の取扱いに関し必要な知識を修得させるための講習会（以下「猟銃等講習会」という。）を開催することとされているところ、猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱いに関する講習に関する事務を、適正な狩猟又は標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するもの（以下「指定団体」という。）に行わせることができるとされている。

## 2 評価の観点

必要性及び有効性の観点から評価する。

## 3 効果の把握の手法及びその結果

### (1) 効果の把握の手法

猟銃等講習会については、都道府県公安委員会が行うことが原則とされているが、当該講習会の開催に関する事務の一部を行うことができる団体として、1(3)に掲げるとおり、国家公安委員会により52の団体が指定されており、都道府県公安委員会ではそれぞれの実情に合わせて、適宜当該団体に事務を委託するなどしながら講習会を安定的に実施していくことが求められるところである。

今回の政策評価に当たっては、全国における猟銃等講習会の開催状況を把握するとともに、47都道府県のうち平成22年中の猟銃等講習会の受講者数が多い北海道（47都道府県中2番目）、中位の岐阜県（同23番目）、少ない沖

縄県（同47番目）の猟銃等講習会の開催状況について詳細に把握することにより猟銃等講習会の開催に関する事務について評価することとする。具体的な効果把握の手法は下記のとおりである。

ア 全国における猟銃等講習会の開催状況の把握

全国で行われた猟銃等講習会の開催状況について、開催場所数、開催回数及び受講者数から把握する。

イ 北海道における猟銃等講習会の開催状況の把握

北海道において行われた猟銃等講習会の開催場所数、開催回数及び受講者数を把握するとともに、指定団体により事務の一部が行われた猟銃等講習会についても同様の数を把握する。

ウ 岐阜県における猟銃等講習会の開催状況の把握

岐阜県において行われた猟銃等講習会の開催場所数、開催回数及び受講者数を把握するとともに、指定団体により事務の一部が行われた猟銃等講習会についても同様の数を把握する。

エ 沖縄県における猟銃等講習会の開催状況の把握

沖縄県において行われた猟銃等講習会の開催場所数、開催回数及び受講者数を把握するとともに、指定団体により事務の一部が行われた猟銃等講習会についても同様の数を把握する。

オ 猟銃又は空気銃の所持者数の把握

猟銃又は空気銃の所持者数を把握する。

カ 猟銃又は空気銃による事件・事故の発生件数の把握

猟銃又は空気銃による事件・事故の発生件数を把握する。

(2) 結果

ア 全国における猟銃等講習会の開催状況

全国における猟銃等講習会の開催状況は次表のとおりであり、安定的に講習会の開催がなされている状況が確認できる。

猟銃等講習会の開催状況

	20年	21年	22年
開催場所数	891	820	915
開催回数	1,865	1,760	1,606
受講者数	53,290	47,821	36,334

イ 北海道における猟銃等講習会の開催状況

北海道における猟銃等講習会の開催状況は次表のとおりであり、北海道において安定的に猟銃等講習会が行われていること、北海道において開催される猟銃等講習会のうち、約2割が指定団体（北海道猟友会、日本ライフル射撃協会）により事務の一部が行われたものであることが確認できる。

#### 北海道における猟銃等講習会の開催状況

	20年	21年	22年
開催場所数	67	67	90
開催回数	124	123	121
受講者数	2,833	2,622	2,218

北海道における猟銃等講習会のうち指定団体により事務の一部が行われたものの開催状況

	20年度	21年度	22年度
開催場所数	6	6	6
開催回数	28	26	25
受講者数	288	315	363

#### ウ 岐阜県における猟銃等講習会の開催状況

岐阜県における猟銃等講習会の開催状況は次表のとおりであり、岐阜県において安定的に猟銃等講習会が行われていること、岐阜県において開催される猟銃等講習会については、全て指定団体（岐阜県猟友会）により事務の一部が行われたことが確認できる。

#### 岐阜県における猟銃等講習会の開催状況

	20年度	21年度	22年度
開催場所数	10	9	9
開催回数	36	32	28
受講者数	797	727	622

全ての猟銃等講習会について、指定団体により事務の一部が行われている。

#### エ 沖縄県における猟銃等講習会の開催状況

沖縄県における猟銃等講習会の開催状況は次表のとおりであり、沖縄県において安定的に猟銃等講習会が行われていること、沖縄県において開催される猟銃等講習会のうち、約3%が指定団体（沖縄県猟友会）により事務の一部が行われたものであることが確認できる。

#### 沖縄県における猟銃等講習会の開催状況

	20年	21年	22年
開催場所数	15	15	15
開催回数	74	61	45
受講者数	141	94	103

沖縄県における猟銃等講習会のうち指定団体により事務の一部が行われたものの開催状況

	20年度	21年度	22年度
開催場所数	1	1	1
開催回数	2	2	2
受講者数	28	15	7

オ 猟銃又は空気銃の所持者数の把握

猟銃又は空気銃の所持者数は次表のとおりである。

猟銃又は空気銃の所持者数

	20年	21年	22年
所持者数	152,938	142,294	131,766
うち北海道	7,614	7,238	6,942
うち岐阜県	2,473	2,290	2,065
うち沖縄県	356	343	327

カ 猟銃又は空気銃による事件・事故の発生件数

猟銃又は空気銃による事件・事故の発生件数は次表のとおりである。

猟銃又は空気銃による事件・事故の発生件数

	20年	21年	22年
事件件数	2	3	5
事故件数	52	49	35

4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成24年2月17日に開催した第23回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

日本ライフル射撃協会の事業報告書  
3道県の各猟友会の事業報告書

6 評価を実施した時期

平成20年1月から平成23年3月まで

7 政策所管課

保安課



## 8 評価の結果

猟銃又は空気銃の所持者は13万人を超えており、猟銃及び空気銃による事件事故を防止するため、猟銃及び空気銃の所持に関する法令並びに取扱いに関し必要な知識を修得させるための講習会を開催する必要性が認められるところ、平成20年から22年までの間、猟銃等講習会は全国で年間平均約1,700回開催され、年間平均約4万6,000人が受講している。当該講習会を外部委託する場合には、銃の構造、機能について高度の知識を有し、かつ、その取扱いに習熟している者を講師として擁する団体により行われる必要があるところ、講習会は、3(2)のとおり、各都道府県の実情に合わせて、そのような講師を擁する指定団体に事務を適宜委託するなどしながら、各都道府県公安委員会における行政事務の負担の軽減を図りつつ、安定的かつ確実に実施されている。その効果もあり、20年から22年までの間、猟銃又は空気銃による事件・事故は年間約50件程度に抑えられていることから、当該講習会の開催に関する事務の必要性及び有効性は高いと認められる。

## 年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務についての政策評価

### 1 評価の対象とした政策

#### (1) 事務・事業

年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務

#### (2) 根拠法令

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第3項

銃砲刀剣類所持等取締法施行令第31条第2項

#### (3) 法人名

社団法人 日本ライフル射撃協会

#### (4) 制度の概要

都道府県公安委員会は、年少射撃資格の認定を受けようとする者を受講者として、空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用の方法に関し必要な知識を修得させるための講習会を開催することとされているところ、空気銃の使用の方法に関する講習に関する事務の一部を、適正な標的射撃の普及及び発達に関する業務を行う者で、国家公安委員会が指定するものに行わせることができることとされている。

### 2 評価の観点

必要性及び有効性の観点から評価する。

### 3 効果の把握の手法及びその結果

#### (1) 効果の把握の手法

年少射撃資格の認定のための講習会については、都道府県公安委員会が行うことが原則とされているが、当該講習会の開催に関する事務の一部を行うことができる団体として、国家公安委員会により日本ライフル射撃協会が指定されている。都道府県公安委員会は、適宜当該団体に事務を委託するなどしながら講習会を安定的に実施していくことが求められるところであり、下記の手法により当該講習会の事務について評価するものとする。

##### ア 年少射撃資格の認定のための講習会の開催状況の把握

全国で行われた年少射撃資格の認定のための講習会の開催状況について、開催場所数、開催回数及び受講者数から把握するとともに、日本ライフル射撃協会により事務の一部が行われた講習会についても同様の数を把握する。

##### イ 年少者の空気銃による事件・事故の発生状況の把握

年少者の空気銃による事件・事故の発生件数を把握する。

#### (2) 結果

##### ア 年少射撃資格の認定のための講習会の開催状況

全国で行われた年少射撃資格講習会の開催場所、開催回数及び受講者数は次表のとおりであり、年少射撃資格認定制度が施行された平成21年12月以降、講習会が安定的に実施されていること、当該講習会のうち、約5割が日本ライフル射撃協会により事務の一部が行われたものであることが確認できる。

年少射撃資格講習会の開催状況

	21年度	22年度
開催場所数	29(13)	33(21)
開催回数	30(13)	51(32)
受講者数	214(143)	310(188)

表中括弧内の数値は日本ライフル射撃協会によって事務の一部が行われた講習会の数を指す。

イ 年少者の空気銃による事件・事故の発生状況

年少者の空気銃による事件・事故の発生件数は次表のとおりであり、年少射撃資格認定制度施行後、当該事件事故は発生していない状況が確認できる。

年少者の空気銃による事件・事故の発生件数

	21年度	22年度
事件件数	0	0
事故件数	0	0

4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成24年2月17日に開催した第23回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

日本ライフル射撃協会の事業報告書

6 評価を実施した時期

平成21年度及び平成22年度まで

7 政策所管課

保安課

8 評価の結果

年少者の空気銃による事件事故を防止するため、空気銃の所持に関する法令及び空気銃の使用の方法に関し必要な知識を修得させるための講習会を開催する必要が認められるところ、平成21年度及び22年度において、年少射撃資格講習会は全国で年間平均約40回開催され、年間平均約260人が受講している。当該講習会を外部委託する場合については、銃の構造、機能について高度の知識を有し、かつ、その取扱いに習熟している者を講師として擁する団体により行われる必要があるところ、21年度及び22年度に開催された講習会は、3(2)アのとおり、半数程度が日本ライフル射撃協会が事務の一部を行っているものであり、各都道府県公安委員会における行政事務の負担の軽減を図りつつ、安定的かつ確実に開催されている。その効果もあり、21年度及び22年度において、年少者の空気銃による事件・事故も発生していないことから、当該講習会の開催に関する事務の必要性及び有効性は高いと認められる。

## 全国暴力追放運動推進センターについての政策評価

### 1 評価の対象とした政策

#### (1) 事務・事業

- ・ 暴力団による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動
- ・ 少年の健全な育成に及ぼす暴力団の影響その他の暴力団の市民生活に与える影響に関する調査研究
- ・ 暴力追放相談委員その他都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）の業務を行う者に対する研修
- ・ 都道府県センターの事業についての連絡調整

#### (2) 根拠法令

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第1項

#### (3) 法人名

財団法人全国防犯協会連合会

#### (4) 制度の概要

全国暴力追放運動推進センター（以下「全国センター」という。）は、国家公安委員会により全国に一を限って指定されるものであるところ、全国防犯協会連合会が指定を受け、(1)の事務・事業を行っている。

### 2 評価の観点

必要性及び有効性の観点から評価する。

### 3 効果の把握の手法及びその結果

#### (1) 効果の把握の手法

全国センターは、都道府県センターの支援を主要な目的としているから、下記のとおり、全国センターの活動状況を検証するとともに、都道府県センターの行う事務・事業の中から主要なものを抽出してこれを検証することにより、全国センターの事務・事業の効果を把握することとした。

##### ア 全国センターによる広報活動の実施状況の把握

機関紙「全国センターだより」、暴力団排除活動推進ポスターの配布部数等を把握する。

##### イ 全国センターによる調査研究の実施状況の把握

暴力団が市民生活や企業活動に与える影響についての調査研究の実施状況を把握する。

##### ウ 全国センターによる暴力追放相談委員等に対する研修の実施状況の把握

全国センターによる暴力追放相談委員等に対する研修の実施状況を把握する。

##### エ 暴力団関係相談の受理状況の把握

都道府県センターが行う暴力団関係相談の受理状況を過去10年間で比較

する。

オ 不当要求防止責任者数及び不当要求防止責任者講習の受講状況の把握  
不当要求防止責任者数及び都道府県センターが行う不当要求防止責任者講習の受講者数を過去10年間で比較する。

カ 損害賠償請求訴訟に対する支援状況の把握

都道府県センターが警察、弁護士会民事介入暴力対策委員会等と連携して行った損害賠償請求訴訟への支援状況を検証する。

## (2) 結果

ア 全国センターによる広報活動の実施状況

平成22年度中は、機関紙「全国センターだより」3万7,000部、冊子「暴力団情勢と対策」12万8,000部、暴力団排除活動推進ポスター6万4,000部を配布したほか、インターネットホームページ等の広報活動を行った。

また、企業向けには、冊子「企業対象暴力の現状と対策」10万部、「民暴相談のしおり」9万5,000部を配布したり、暴力団排除活動推進ビデオを配布したほか、企業に対する研修等の広報活動を行った。

イ 全国センターによる調査研究の実施状況

平成22年度中、全国センターは、日本弁護士連合会及び警察庁と共同して、全国1万1,815社（回答3,469社）に対して「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年6月、犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下「指針」という。）」に関するアンケート調査を行った。

このアンケートにより、中小企業における暴力団排除の取組が遅れていることが判明し、これを踏まえて暴力団取締り等総合ワーキングチーム（注）において、企業活動からの暴力団排除について政府として取り組むべき施策が検討された。検討結果は犯罪対策閣僚会議に報告され、これを受けた中小企業4団体（日本商工会議所、全国商工連合会、全国中小企業団体中央会及び全国商店街振興組合連合会）が各都道府県の下部組織に対し、指針の普及促進等企業活動からの暴力団排除の取組を行うよう通知するなど、企業活動からの暴力団排除を進展させることにつながった。

（注）平成18年7月、政府の犯罪対策閣僚会議の下に設置された。関係省庁の課長級職員で構成されており、暴力団の資金源に打撃を与えるための総合的な対策等について検討を行っている。

ウ 全国センターによる暴力追放相談委員等に対する研修の実施状況

全国センターは、毎年7月に都道府県センターの暴力追放相談委員及び不当要求防止責任者講習担当者約120名に対し、弁護士等による講演、事例発表等の研修を実施している。また、毎年2月には、都道府県センターの専務理事及び事務局長約100名に対しても事例発表等の研修を行うなどし、都道府県センターにおける暴力団関係相談業務及び不当要求防止責任者講習業務の質の向上を図っている。

平成22年中、全国センターは暴力追放相談委員及び不当要求防止責任者講習担当者に対し、「相談業務から見た暴排活動のあり方について」との

弁護士講演や暴力団事務所撤去についての事例発表等を内容とする研修を行ったほか、専務理事及び事務局長に対しても暴力団からの離脱支援の事例発表等を内容とする研修を行った。

## エ 暴力団関係相談の受理状況

ウのとおり、全国センターは都道府県センターの暴力追放相談委員等に対して研修を実施し、暴力団関係相談業務の質の向上を図っている。

その結果、都道府県センターの暴力団関係相談の受理件数は、表1のとおり、平成13年以降、17年を除き連続して増加しているところ、22年中は1万9,835件で、13年に比べて6,263件（46.1%）増加した。

また、都道府県センターが迅速に暴力団関係相談を警察に引き継いだ結果、山口組傘下組織組員らが検挙された事例もみられた。

表1：暴力団関係相談の受理数の推移

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年
全暴力相談	36,669	39,659	40,012	38,516	35,156	36,172	33,944	34,616	35,127	36,870
警察相談	23,097	24,025	23,202	21,217	18,461	18,191	15,893	16,371	16,186	17,035
センター相談	13,572	15,634	16,810	17,299	16,695	17,981	18,051	18,245	18,941	19,835

### 【事例1】

都道府県センターが、会社事務所へ暴力団員風の者が出入りする旨の相談を受理し、速やかに警察に相談を引き継いだ結果、山口組傘下組織組員が業者と共謀の上、賃借権詐欺を敢行したことが判明、同組員らが検挙された（岡山、平成22年9月）。

## オ 不当要求防止責任者数及び不当要求防止責任者講習の受講状況

不当要求防止責任者は、暴力団からの不当要求による被害を防止するために事業所ごとに選任され、事業所において、不当要求への対応体制の整備や指導教育等の必要な業務を行っている。

ウのとおり、全国センターは都道府県センターの不当要求防止責任者講習担当者に対して研修を実施し、同講習の質の向上を図っており、これを受けて都道府県センターでは効果的な講習が行われている。

不当要求防止責任者の数は、表2のとおり、平成13年度以降継続的に増加しており、22年度は55万6,539人（13年度比26万2,257人、89.1%増）となった。

それに伴い、都道府県センターが行う不当要求防止責任者講習（注）の受講者数も、表3のとおり、13年度以降、増加傾向を示しており、22年度は7万9,109人（13年度比2万3,031人、41.1%増）となった。

（注）都道府県センターは、暴力団対策法に基づき、都道府県公安委員会から

委託を受け、各事業者の不当要求防止責任者に対し、暴力団等からの不当要求による被害を防止するために必要な対応要領等についての講習を行っている。

表 2 : 不当要求防止責任者数

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
責任者数	294,282	319,214	352,638	386,901	408,055	432,903	487,707	512,437	534,749	556,539

表 3 : 不当要求防止責任者講習受講者数

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
受講者数	56,078	64,156	67,340	65,807	68,035	69,758	79,523	84,178	76,873	79,109

#### カ 損害賠償請求訴訟に対する支援状況

都道府県センターは、警察、弁護士会民事介入暴力対策委員会等と連携し、暴力団犯罪被害者等が提起する損害賠償請求に関する、助言や裁判手続費用等の無利子貸付等の民事訴訟支援を行っている。平成22年中の主な事例は、事例 2 及び事例 3 のとおりである。

全国センターは、広報活動を通じて都道府県センターの民事訴訟支援制度の周知を図るとともに、都道府県センターの行う民事訴訟支援活動について必要に応じて助成金を交付するなどして都道府県センターの活動を支援し、被害者の救済に寄与している。

##### 【事例 2】

山口組傘下組織組員が、医療事故により障害を負った女性に対する賠償金を横領した事案について、平成21年7月、女性はその返還を求めて提起した訴訟を支援し、22年3月に和解が成立して和解金が支払われた。(岡山)。

##### 【事例 3】

山口組傘下組織組員が飲食店経営者から現金等を喝取した事件等について、被害者が、平成22年4月、実行行為者及び実行行為者の所属する暴力団組織の組長に加えて、暴力団対策法第31条の2の規定に基づいて山口組組長らに提起した損害賠償請求訴訟を支援し、23年9月、和解が成立して和解金が支払われた。(警視庁)。

#### 4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成24年2月17日に開催した第23回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。



## 5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

平成22年の暴力団情勢

平成23年上半期の暴力団情勢

暴力団情勢と対策（2011年版）

全国防犯協会連合会平成22年度事業報告書

## 6 評価を実施した時期

平成13年1月から平成23年3月まで

## 7 政策所管課

暴力団対策課

## 8 評価の結果

暴力団勢力については、全国規模で活動する暴力団による寡占状態が続いているところ、暴力団の排除に向けた広報啓発活動や調査研究も全国規模で実施する必要がある。また、各都道府県において暴力団関係相談、不当要求防止責任者講習、民事訴訟支援を行っている都道府県センターの活動については、全国的な斉一性を確保しつつ、効果的に実施していく必要があることから、全国センターの事業の必要性は高いと認められる。

また、都道府県センターの暴力団関係相談の受理件数は、増加傾向にあり、平成22年中は約2万件に達するなど、国民の暴力団関係相談に対するニーズは高いと言えるところ、全国センターでは、これらの相談業務を担当する者に対する研修を開催するなどして、都道府県センターにおける相談業務の質の向上を図っている。

さらには、全国センターが行ったアンケート調査結果が政府の施策決定に活用されていることや、都道府県センターの行う民事訴訟支援活動に必要な応じて助成するなどして都道府県センターの活動を支援し、暴力団犯罪被害者の救済に寄与していることに鑑みると、全国センターの事務・事業の有効性も認められる。

## 交通事故調査分析センターについての政策評価

### 1 評価の対象とした政策

#### (1) 事務・事業

- ・ 交通事故の実例に即して、道路交通の状況、運転者の状況その他の交通事故に係る事項について、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査（以下「事故例調査」という。）の実施
- ・ 交通事故の原因等に関する科学的な研究を目的とする、事故例調査に係る情報又は資料その他の個別の交通事故に係る情報又は資料の分析
- ・ 交通事故一般に関する情報又は資料の収集・分析、その他交通事故に関する科学的な調査研究
- ・ 交通事故に関する知識の普及及び交通事故防止に関する意識の啓発を図るための、分析結果及び調査研究の成果の提供
- ・ 外国の交通事故に関する調査研究機関との情報交換

#### (2) 根拠法令

道路交通法第108条の13

#### (3) 法人名

財団法人 交通事故総合分析センター

#### (4) 制度の概要

国家公安委員会は、交通事故の防止及び交通事故による被害の軽減に資するための調査研究等を行うことにより道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、交通事故例調査の実施、交通事故に関する調査研究及びその成果等の提供等の事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、全国に一を限り指定することができる。

### 2 評価の観点

必要性及び有効性の観点から評価する。

### 3 効果の把握の手法及びその結果

#### (1) 効果の把握の手法

##### ア 事故例調査の実施状況の把握

事故例調査について、調査着手件数及び調査完了件数を把握する。

##### イ 交通事故に関するデータの収集・管理状況の把握

交通事故統合データベース（注）を構成する各データベースに追加したデータの件数を把握する。

（注）総合的な交通事故分析を行うために、関係行政機関・団体が保有する関係データを統合したデータベース

##### ウ 交通事故に関する調査研究の状況の把握

交通事故に関して実施した調査研究の件数を把握する。

エ 交通事故に関する調査研究等の成果の提供の状況の把握

研究発表会の開催状況、広報誌の発行状況、インターネットによる成果提供の状況及び交通事故データの受託集計（注）の件数を把握する。

（注）交通事故総合分析センターでは、同センターが保有するデータベースを活用して、外部の研究機関・研究者等の依頼に基づいたデータの集計・提供を行っている。

オ 外国の調査研究機関との情報交換の状況の把握

外国の調査研究機関との情報交換の状況を把握する。

(2) 結果

ア 事故例調査の実施状況

事故例調査の調査着手件数及び調査完了件数は次表のとおりであり、交通事故の実例に即して、その原因等に関する科学的な研究に資するための調査が安定的になされている状況が確認できる。

事故例調査の実施状況

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
調査着手件数	277	254	342	175	169
調査完了件数	294	293	269	299	280

イ 交通事故に関するデータの収集・管理状況

交通事故統合データベースを構成する各データベースに追加したデータの件数は次表のとおりであり、交通事故に関する相当量の情報が安定的に収集されている状況が確認できる。

各データベースへの追加データの件数（概数）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
交通事故情報	89万	83万	77万	74万	73万
免許情報	9,933万	7,991万	8,045万	8,081万	8,101万
自動車登録情報	7,945万	7,937万	7,923万	7,904万	7,909万

ウ 交通事故に関する調査研究の実施状況

交通事故に関して実施した調査研究の件数（自主研究、共同研究及び受託研究の合計）は次表のとおりであり、交通事故に関する科学的な調査研究が安定的に実施されている状況が確認できる。

交通事故に関して実施した調査研究の件数

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
調査研究件数	28	31	39	32	39

## エ 交通事故に関する調査研究等の成果の提供状況

交通事故に関する調査研究等の成果の提供状況は次のとおりであり、交通事故に関する調査研究等の成果に対するニーズが高く、成果が安定的に提供されている状況が確認できる。

### 研究発表会の開催状況

交通安全対策に携わる関係機関・団体、研究者、一般参加者等の参加を得て、毎年、研究発表会が開催されている。

広報誌の発行状況、インターネットによる成果提供の状況（ウェブサイトへのアクセス件数）及び交通事故データの受託集計の件数

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
広報誌発行枚数	15.5万	23.4万	14.1万	17.2万	16.6万
アクセス件数	26.5万	21.6万	18.1万	16.6万	24.3万
受託集計件数	141	147	115	110	122

## オ 外国の調査研究機関との情報交換の状況

毎年、I R T A D（交通安全に資する情報を提供することを目的とするO E C D内に組織された国際機関）の運営会議に職員を派遣し、各国の交通事故データベースへの取組について情報交換を行っているほか、逐次、諸外国の行政機関職員等に対する研修を実施しており、安定的に外国の調査研究機関との情報交換が行われている状況が確認できる。

## 4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成24年2月17日に開催した第23回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

## 5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

交通事故総合分析センターの事業報告書

## 6 評価を実施した時期

平成18年度から平成22年度まで

## 7 政策所管課

交通企画課

## 8 評価の結果

平成18年度から22年度までの間、交通事故総合分析センターのウェブサイトへのアクセス件数が年間平均約21万件で推移しているなど、交通事故統合データベース等を活用した交通事故に関する調査研究等の成果に対するニーズは継

続的に高いと言えることから、同センターの事務・事業の必要性は高いと認められる。

また、同センターは、平成18年度から22年度までの間、年間平均約300件の事故例調査を完了させたり、交通事故統合データベースを構成する各データベースに年間平均約79万件以上の交通事故情報や年間平均約8,400万件の免許情報を追加するなど、各業務を安定的に実施しており、その有効性は高いと認められる。

# 全国交通安全活動推進センターについての政策評価

## 1 評価の対象とした政策

### (1) 事務・事業

- ・ 交通事故に関する相談に応ずる業務を担当する者、道路における車両の駐車及び交通の規制並びに道路の使用に関する事項について照会及び相談に応ずる業務を担当する者、運転適性指導の業務を担当する者その他都道府県交通安全活動推進センター（以下「都道府県センター」という。）の業務を行う者に対する研修
- ・ 適正な交通の方法、交通事故防止その他道路における交通の安全並びに適正な駐車及び道路の使用についての広報啓発活動
- ・ 道路を通行する者に対する交通安全教育を行う者の資質の向上に必要とされる技能及び知識に関する研修
- ・ 都道府県センターの事業についての連絡調整

### (2) 根拠法令

道路交通法第108条の32

### (3) 法人名

財団法人 全日本交通安全協会

### (4) 制度の概要

国家公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、事故相談業務を担当する者等に対する研修、交通安全に関する広報啓発活動等の事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、全国に一を限り指定することができる。

## 2 評価の観点

必要性及び有効性の観点から評価する。

## 3 効果の把握の手法及びその結果

### (1) 効果の把握の手法

ア 事故相談業務を担当する者等に対する研修の実施状況の把握

事故相談業務、道路使用適正化業務等を担当する者に対する研修の実施状況を把握する。

イ 都道府県センターにおける事故相談受理件数の把握

全国の都道府県センターにおける事故相談受理件数の合計を把握する。

ウ 交通安全に関する広報啓発活動等の実施状況の把握

交通の安全並びに適正な駐車及び道路の使用に関する広報啓発活動等の実施状況を把握する。

エ 交通安全教育を行う者に対する研修の実施状況の把握

交通安全教育を行っている者に対し、その資質の向上に必要とされる技

能及び知識を習得させるための研修会の実施状況を把握する。

- オ 都道府県センターの事業についての連絡調整の実施状況の把握  
都道府県センターの事業についての連絡調整の実施状況を把握する。

(2) 結果

ア 事故相談業務を担当する者等に対する研修の実施状況

次のとおり、事故相談業務、道路使用適正化業務等を担当する者に対する研修が安定的になされている状況が確認できる。

(ア) 交通事故相談担当者研修会：年1回開催

(イ) 都道府県道路使用適正化業務担当責任者研修会：年1回開催

イ 都道府県センターにおける事故相談受理件数

次のとおり、全国の都道府県センターにおいては、平成18年度から22年度までの間、年間平均約1万8,000件の事故相談を受理しており、交通事故相談が的確に実施されている状況が確認できる。

都道府県センターにおける事故相談受理件数

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
事故相談受理件数	18,551	17,586	18,166	19,627	18,175

ウ 交通安全に関する広報啓発活動等の実施状況

次のとおり、適正な交通の方法、交通事故防止等に関するイベントや各種広報媒体を活用した広報啓発活動を行うなど、年間を通じて、交通安全に関する広報啓発活動等が安定的に実施されている状況が確認できる。

(ア) 全国交通安全運動の実施：年2回

(イ) 交通安全スローガン、ポスターデザインの募集と普及：年1回

(ウ) ポスター、リーフレット等の作製配布：年2回

(エ) 定期広報誌の発行：毎月

(オ) ホームページその他各種広報媒体を活用した広報活動の実施

(カ) 交通安全国民運動中央大会の開催：年1回

(キ) 交通安全シンポジウムの開催

(ク) 交通安全子供自転車全国大会の開催：年1回

(ケ) 新入学児童への黄色いワッペンの配布：年1回

(コ) 「道路使用の手引き・ポケット版(改訂版)」の普及

(サ) 都道府県道路適正化業務担当者研修会等の機会を利用した道路使用適正化対策のあり方等についての協議

エ 交通安全教育を行う者に対する研修の実施状況

次のとおり、毎年、各年齢層に応じた様々な交通安全教育指導者研修会を開催するなど、都道府県センターにおける交通安全教育の指導者を育成するための研修会が安定的に実施されている状況が確認できる。

(ア) 幼児・高齢者交通安全教育指導者講習会：年1回

- (イ) 自転車安全教育特別指導員講習会：年 1 回
  - (ウ) 安全運転管理指導者講習会：年 3 回
  - (I) 地域交通安全活動推進委員全国研修会：年 1 回
- オ 都道府県推進センターの事業についての連絡調整状況
- 次の会議が開催されるなど、都道府県センターの事業についての連絡調整が安定的に行われている状況が確認できる。
- (ア) 都道府県センター専務理事会議：年 1 回
  - (イ) 主要都道府県センター専務理事会議：年 1 回

#### 4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成24年 2 月17日に開催した第23回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

#### 5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

全国交通安全活動推進センターの事業報告書

#### 6 評価を実施した時期

平成18年度から平成22年度まで

#### 7 政策所管課

交通企画課

#### 8 評価の結果

交通の安全と円滑につき全国的な斉一性を確保するためには、都道府県センターの行う事務について、統一かつ全国的な視点から相互の連絡調整を行うなどの必要があるため、全国交通安全活動推進センターの事業の必要性は高い。

また、平成18年度から22年度までの間、全国の都道府県センターにおいて、年間平均約 1 万8,000件の交通事故相談が受理されているところ、全国交通安全活動推進センターでは、これらの相談業務を担当する者に対する研修を開催するなどして、都道府県センターにおける相談業務の質の向上を図っている。

さらには、交通安全に係る各種広報啓発活動や交通安全教育等を安定的に行っており、交通の安全と円滑に寄与する活動として必要性及び有効性は高いと認められる。



# 盲導犬の訓練及び盲導犬として必要な訓練を受けていることの認定についての政策評価

## 1 評価の対象とした政策

### (1) 事務・事業

盲導犬の訓練及び盲導犬として必要な訓練を受けていることの認定

### (2) 根拠法令

道路交通法施行令第8条第2項

### (3) 法人名

公益財団法人 日本盲導犬協会

財団法人 アイメイト協会

公益財団法人 北海道盲導犬協会

公益財団法人 東日本盲導犬協会

財団法人 中部盲導犬協会

社会福祉法人 日本ライトハウス

公益財団法人 関西盲導犬協会

公益財団法人 九州盲導犬協会

社会福祉法人 兵庫盲導犬協会

### (4) 制度の概要

道路交通法第14条第1項の規定により目が見えない者が道路を通行するときに帯同する盲導犬は、国家公安委員会が指定した法人が盲導犬として必要な訓練をした犬又は盲導犬として必要な訓練を受けていると認められた犬とされている。

## 2 評価の観点

必要性及び有効性の観点から評価する。

## 3 効果の把握の手法及びその結果

### (1) 効果の把握の手法

指定されている各法人により育成された盲導犬の数及び必要な訓練を受けていることが認定された盲導犬の数を把握する。

### (2) 結果

指定されている各法人により育成された盲導犬の合計数及び必要な訓練を受けていることが認定された盲導犬の合計数は次表のとおりであり、平成18年度から22年度までの間、年間平均約160頭の盲導犬が安定的に育成・認定されていることが確認できる。

指定法人により育成・認定された盲導犬の数

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
育成盲導犬数	139	152	185	161	138
認定盲導犬数	5	5	3	3	4

#### **4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項**

平成24年2月17日に開催した第23回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

#### **5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項**

社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会の盲導犬訓練施設年次報告書

#### **6 評価を実施した時期**

平成18年度から平成22年度まで

#### **7 政策所管課**

交通企画課

#### **8 評価の結果**

国内で生活する18歳以上の視覚障害者は30万人以上に上ると推計されているところ（平成18年厚生労働省調べ）、視覚障害者の交通の安全と生活の利便を確保するという重要な役割を果たしている盲導犬については、平成18年度から22年度までの間、指定法人により年間平均で約160頭が安定的に育成・認定されており、必要性及び有効性は高いと認められる。

# 原動機を用いる歩行補助車等の型式認定についての試験に関する政策評価

## 1 評価の対象とした政策

### (1) 事務・事業

原動機を用いる歩行補助車等の型式認定についての試験

### (2) 根拠法令

道路交通法施行規則第39条の2第4項第3号（道路交通法施行規則第39条の3第3項、第39条の4第3項、第39条の5第3項、第39条の6第3項及び第39条の7第3項において準用する場合を含む。）

### (3) 法人名

公益財団法人 日本交通管理技術協会

### (4) 制度の概要

国家公安委員会は、原動機を用いる歩行補助車等の認定に必要な当該型式についての試験を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する法人（以下「指定試験機関」という。）を指定する。

## 2 評価の観点

必要性及び有効性の観点から評価する。

## 3 効果の把握の手法及びその結果

### (1) 効果の把握の手法

指定試験機関における原動機を用いる歩行補助車等の型式認定についての試験（以下「型式認定試験」という。）の実施状況について、型式認定試験を経て国家公安委員会により認定された型式の件数（以下「認定型式件数」という。）から把握する。

### (2) 結果

平成18年度から22年度までの間の認定型式件数は次表のとおりであり、認定型式件数の累計が543型式に上がることが確認でき、認定の前提となる型式認定試験が有効に機能していることがわかる。

年度別の認定型式件数の状況（過去5年度）

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	計
原動機を用いる歩行補助車等	0	0	0	0	0	0
駆動補助機付自転車	22	26	78	54	41	221
原動機を用いる身体障害者用の車いす	12	4	11	17	11	55
普通自転車	22	26	80	54	41	223
安全器材等	1	0	1	0	0	2
運転シミュレーター	0	41	0	1	0	42
計	57	97	170	126	93	543

#### 4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成24年2月17日に開催した第23回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

#### 5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

日本交通管理技術協会の事業報告書

#### 6 評価を実施した時期

平成18年度から平成22年度まで

#### 7 政策所管課

交通企画課

#### 8 評価の結果

型式認定制度は、国家公安委員会の型式認定を受けた原動機を用いる歩行補助車等が、道路交通法令の基準を満たしたものであることを明らかにするものであるため、これらを製作している事業者にとっては、製品の品質の高さを使用者等に示すことができるし、使用者等も安心してこれらの製品を利用できるようになる。

平成18年度から22年度までの間に指定試験機関による型式認定試験を経た型式認定件数は543型式に上っていることに鑑みると、型式認定試験に対するニーズは高い上、その実施については、技術的能力を有している団体が行うことによりの確な認定が担保されると考えられることから、その必要性及び有効性は高いと認められる。

さらに、指定試験機関が型式認定試験を行うことにより、国家公安委員会における行政事務の簡素化を図ることができるほか、国家公安委員会が試験の実施のための設備を設ける必要がなくなるなど、効率性も高い。

# 外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文の作成についての政策評価

## 1 評価の対象とした政策

### (1) 事務・事業

外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文の作成

### (2) 根拠法令

道路交通法施行令第39条の5第1項第3号

### (3) 法人名

一般社団法人 日本自動車連盟

### (4) 制度の概要

我が国は、道路交通に関する条約（通称ジュネーブ条約）の加盟国が発給した国際運転免許証を所持する者について、国内における自動車等の運転を認めているが、同条約に基づく国際運転免許証を発給していない国又は地域については、我が国と同等の水準にあると認められる運転免許制度を有する国又は地域（5カ国と1地域）の行政庁若しくは権限のある機関が発給した運転免許証（以下「外国運転免許証」という。）であって、政令で定める者（領事機関、指定法人等）が作成した日本語による翻訳文を添付したものを所持していれば、同様に国内における自動車等の運転を認めることとしている。

国家公安委員会は、外国運転免許証の日本語による翻訳文を適切かつ確実に作成できると認められる法人を指定する。

## 2 評価の観点

必要性及び有効性の観点から評価する。

## 3 効果の把握の手法及びその結果

### (1) 効果の把握の手法

外国運転免許証の日本語による翻訳文の作成依頼件数を把握する。

### (2) 結果

外国運転免許証の日本語による翻訳文については、平成18年から22年までの間、年間平均約3,600件の作成依頼がある。

年度別の外国運転免許証の日本語による翻訳文作成依頼件数の状況（過去5年間）

	H18	H19	H20	H21	H22
イタリア	211	142	353	354	398
スイス	150	184	248	235	263
ドイツ	1,339	1,272	1,256	1,242	1,227
フランス	1,053	843	1,044	1,062	1,091
ベルギー	162	130	248	216	257
台湾	805	844	757	515	333
合計	3,720	3,415	3,906	3,624	3,569

#### 4 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成24年2月17日に開催した第23回警察庁政策評価研究会において有識者の意見を聴取した上で作成した。

#### 5 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

日本自動車連盟の事業報告書

#### 6 評価を実施した時期

平成18年から平成22年まで

#### 7 政策所管課

運転免許課

#### 8 評価の結果

本事務・事業の対象である5か国1地域のうち、ベルギーについては領事機関での翻訳文作成業務が行われていないほか、他の国等についても領事機関(大使館、領事館等)の所在地の数は限られているところ、ロードサービスと一体となって翻訳文作成業務を行っている指定法人(日本自動車連盟)では全国70か所(平成23年12月1日現在)の窓口で翻訳文の入手を可能としている。当該指定法人に対しては、平成18年から22年までの間、年間平均約3,600件の翻訳文の作成依頼があり、当該指定法人が翻訳文を適切かつ確実に作成することによって、当該外国運転免許証を所持する者が日本の運転免許を改めて取得する手間をかけることなく日本国内で自動車等を運転することが可能となっていることから、その必要性及び有効性は高いと認められる。